

[記入方法等の注意]

薬局

1. 令和7年中に許可を受けた者は、許可を受けた当該月からについて記入し、合計の数はその月から12月までの間について、記入してください。
2. 取扱処方箋数届書（様式第七）の各欄への記入は、次の数を記入して下さい。
 - ① 「前年において業務を行った期間及び日数」欄
(令和7年1月1日までに許可を受けた者)
「令和7年1月1日～令和7年12月31日」と記入し、(別紙)の「合計」欄の□の数を記入して下さい。
 - ② 「前年における総取扱処方箋数」欄
(別紙)の1総取扱処方箋数の数を記入して下さい。
3. (別紙)の1で記入した数を、次の方法により算出する「一日平均取扱処方箋数」が40を超える場合は、管理薬剤師以外に、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令第1条の規定に基づく薬剤師の数（40枚毎に1名）が必要です。
なお、令和7年中に業務を行っていない場合、又は3ヶ月未満である場合についても、その内容で報告して下さい。

$$\text{一日平均取扱処方箋数} = \frac{\text{総取扱処方箋数}}{\text{業務を行った日数}}$$

$$\text{必要な薬剤師数} = \frac{\text{一日平均取扱処方箋数}}{40}$$

4. (別紙)の2に報告時、薬局に勤務している薬剤師数をご記入下さい。
なお、薬剤師の員数については、実雇用人数ではなく、常勤換算した員数になりますので、「薬局薬剤師の員数の算出方法について」を参照してください。

なお、薬務・衛生課へ届出いただいている内容に変更がある場合は、変更届の提出が必要となります。

[薬局薬剤師の員数の算出方法について]

薬局で定めた就業規則に基づく薬剤師の勤務時間（以下「薬局で定める勤務時間」という。）によって算出方法が異なります。

■就業規則で定める1週間の勤務時間が32時間以上の場合

- (1) 常勤薬剤師（一週間の勤務時間が就業規則で定めた時間以上の者）は、1とする。
- (2) 非常勤薬剤師は、1週間の勤務時間を就業規則で定める勤務時間により除した数とする。

【例1】

薬局の就業規則で定める1週間の薬剤師の勤務時間が40時間の薬局について、薬剤師Aは週45時間勤務、薬剤師B、Cは週30時間勤務の場合

（員数算定）

Aが常勤で員数1。B、Cの員数はそれぞれ $30/40=0.75$ となり、合計は $1+0.75+0.75=2.5$ となる。

■就業規則で定める1週間の勤務時間が32時間未満の場合又は就業規則がない場合

- (1) 常勤薬剤師（勤務時間が32時間以上の者）は、1とする。
- (2) 非常勤薬剤師（勤務時間が32時間未満の者）は、1週間の勤務時間を32時間で除した数とする。

【例2】

薬局の就業規則で定める1週間の薬剤師の勤務時間が30時間の薬局について、薬剤師Aは週55時間勤務、薬剤師Bは週20時間勤務、薬剤師Cは週15時間勤務の場合。

（員数算定）

Aは、32時間以上勤務しているので員数1。Bの員数は $20/32=0.625$ 、Cの員数は $15/32=0.46$ となり、合計は 2.0 ($2.08\cdots$ の小数点第2位を切り捨て) となる。

【例3】

就業規則が定められていない薬局について、薬剤師Aは週50時間勤務、薬剤師Bは週20時間勤務、薬剤師Cは週15時間勤務の場合。

（員数算定）

Aは、32時間以上勤務しているので員数1。Bの員数は $20/32=0.625$ 、Cの員数は $15/32=0.46$ となり、合計は 2.0 ($2.08\cdots$ の小数点第2位を切り捨て) となる